青森県告示第一号

山青森県報

第三千九百四十号

平成二十七年(月曜日)

告 目 次 次

保安林の指定予定......(同) ... 互森林整備作業の競争入札参加資格......(林 政 課) ... 一

公告

建設業者の許可の取消し..... 県営土地改良事業計画変更の決定...... 農用地利用配分計画の認可申請..... 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告..... (農村整備課) (構造政策課) 県西 文県 化生 民地 局域 課活 : : : Ħ. Ħ.

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任......(県 民 局,土地改良区の役員の就任及び退任.....(西 北 地 域)

:

世

(Ti)

示

審査」という。)の申請の時期及び方法等を次のとおり定めたので、同令第百六十七資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査(以下「資格「競争入札」という。)により締結する場合における競争入札に参加する者に必要なに基づき、県が治山事業等における森林整備作業の請負契約を指名競争入札(以下地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第二項の規定

(

平成二十七年一月五日

条の十一第三項において準用する同令第百六十七条の五第二項の規定により公示する。

青森県知事 三 村 申

吾

一 競争入札参加資格

1

競争入札参加資格は、次のとおりである。

- けた者であること。する法律(平成八年法律第四十五号)第五条第一項の規定により知事の認定を受する法律(平成八年法律第四十五号)第五条第一項の規定により知事の認定を受森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会又は林業労働力の確保の促進に関
- 2 次のいずれかの者を二人以上雇用していること。
- (森林部門に係るものに限る。) 技術士法 (昭和五十八年法律第二十五号) 第二条第一項に規定する技術士
- 一般社団法人日本森林技術協会の登録を受けた林業技士
- に規定する者 (平成十六年法律第二十号) 附則第三条第一項若しくは第二項を改正する法律 (平成十六年法律第二十号) 附則第三条第一項若しくは第二項る区分ごとに行われる林業普及指導員資格試験に合格した者又は森林法の一部づき、森林法施行規則 (昭和二十六年農林省令第五十四号) 第八十九条に掲げる森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第百八十七条第三項の規定に基
- 青森県林業労働力確保支援センターが認定した青森県基幹林業作業+
- へ登録された者(平成八年農林水産省令第二十五号)第一条第一項に規定する研修修了者名簿(平成八年農林水産省令第二十五号)第一条第一項に規定する研修修了者名簿(林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令
- 森林施業プランナー 認定要領第三の認定要件を満たしている者
- 4 国税及び県税を滞納していないこと。
- 付書類の記載内容が事実に反していないこと。 5 三に規定する青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書及びその添
- | 資格審査の申請の時期

44		Ξ	
第一号) に次に掲げる書類を添付し、	資格審査の申請は、	資格審査の申請の方法	資格審査の申請の時期は、
含書類を		法	時期は、
で添付し、農林水産部林政課に提出して行わなければな	青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書 (様式		毎年二月一日から同月二十八日までとする。
な	式		

丰

楪

- る書類の写し 林業労働力の確保の促進に関する法律第五条第一項の認定を受けたことを証す
- 2 一の2の○から☆までの資格を証する書類
- 林業退職金共済加入証又は中小企業退職金共済加入証の写し

3

- 納税証明書 (直前の事業年度一年分)
- 県民税) 税 (申請書の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府 法人の場合 法人税、 消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住民
- 個人の場合 所得税、消費税及び地方消費税並びに個人事業税
- 直前の事業年度の決算関係証明書類 (法人にあっては貸借対照表及び損益計算 個人にあっては所得税の確定申告書の写し
- その他知事が必要と認める書類

県

報

資格審査の結果の通知

兀

青

森

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

五 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、四の規定による決定の通知において指定する日

六 申請書の記載事項の変更届等

から二年間とする。

したとき又は休業するときは、速やかにその旨を届け出なければならない。 申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、業務を廃止

- 商号又は名称
- 代表者の氏名
- 3 住所又は所在地
- その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項
- 競争入札参加資格の更新手続

わなければならない。 競争入札参加資格の更新を希望する者は、別に定めるところにより更新手続を行

様式第1号(その1)

青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請書

併

回

Ш

					洏
					徃
					##
					郷
				(申請者)	
代表者職・氏名	(ふりがな)	商号又は名称	(ふりがな)	住所又は所在地	
끈		1			

格を得たいので、関係書類を添えて指名競争入札参加資格の審査を申請します。 青森県が発注する治山事業等における森林整備作業の指名競争入札に参加する資

怬

_
#
驯
冈
次
新規
幾続
(登録番号

N 鳭 個人事業主・株式会社・その他会社・森林組合・協同組合・その他 쐂 織(該当するものを〇で囲んでください。)

(1)

典

闸

粙

加

8 刪 매 絁 車

(4) 電子メールアドレス (3) ファカシミリ番 加

明·大·昭·平 併 回 Ш 熨斗

か年

(様式第1号 (その2) のとおり)

罴 斗 類

る書類の写し

4

ω

뺘

(7)資本金(出資金)

出出

6)

鳭

年

数

5

맹

片

併

ם

Ш

(1)林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けたことを証す

(短衛のとおり)

(2)専門技術者及び林業作業職員 専門技術者____名・林業作

支術者____名・林業作業職員____名(様式第1号(その3)のとおり)

(3) 林業退職金共済加入証又は中小企業退職金共済加入証の写し(別紙のとおり)

(4) 納税証明書(審査基準日直前の事業年度1年分)

(別徴のとおり)

(別紙のとおり)

確認事項(該当する方を〇で囲んでください。)

(5) 決算書関係証明書類

Ø

個人住民税の特別徴収について

行っている

イ 行っていない ※1 個人住民税の特別徴収とは

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主(給与支払者)が従業員(給与所得者)へ毎月支払う給与から個人住民税を徴収(天引き)し、従業員に代わって納入していただく制度です。

※2 確認事項は、任意の調査であり御協力をお願いします。

様式第1号(その2)

併

囸

Ш

森県知事殿

删

(誓約者)住所又は所在地

商号又は名称

代表者職·氏名

1

끔

約 書

뺘

私は、青森県森林整備作業指名競争入札参加資格審査申請をするにあたり、一切の 虚偽の申請がないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後に申請内容に変更が生じた場合は、所定の手続きを行うことも誓約します。

なお、これに違反したときは、入札参加資格を取り消されても異議はありません。

ωΝ

様式第1号(その3)

専門技術者及び林業作業職員に係る資格関係調書

専門技術者(2名以上)・・雇用している者全てを記載すること

(注) 1			
1			R
専門技術者とは、			名
まとは、			
青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指			資格及び登録(認定)番号
争入札参加者			取得年度
の資格審査及び指			監理実務経験年数

- 名等に関する要領第2条第1項第2号に掲げる資格を有した者をいう。(様式第1号 (その3・別紙1)を参照)

- 年数を記載すること。 複数の資格を有している者は、いずれかひとつについて記載すること。 各種資格の登録証等(写)を添付すること。 監理実務経験年数とは、公的機関と契約した森林整備作業における指導監督の経験

N 林業作業職員 (5名以上)・・雇用している者全てを記載すること

												氏 名
刈 払 機	チェーンソー	資格及び登録(認定)番号										
												取得年度
												現場実務経験年数

- (**¥**) 1 林業作業職員とは、青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要領第2条第1項第3号に掲げる資格を有した者をいう。(様式第1号 (その3・別紙1)を参照)
- 資格については、チェーンソー及び刈払機の登録(認定)番号を記載すること。
- 各種資格の登録証等(写)を添付すること。

α ω 4

現場実務経験年数とは、森林整備作業における現場作業の経験年数を記載すること

専門技術者とは

様式第1号(その3・別紙1)

区分	資格の内容
技術士	技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定す
	る技術士(森林部門に係るものに限る。)
林業技士	一般社団法人日本森林技術協会の登録を受けた林業技士
林業普及指導員	森林法(昭和26年法律第249号)第187条第3項の規
林業普及指導員(林業一	定に基づき、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)
般)	第89条に掲げる区分ごとに行われる林業普及指導員資格試
林業普及指導員(地域森林	験に合格した者又は森林法の一部を改正する法律(平成16
総合監理)	年法律第20号)附則第3条第1項若しくは第2項に規定す
林業専門技術員	6者
林業改良指導員	
青森県基幹林業作業士	青森県林業労働力確保支援センターが認定した者
フォフストマネージャー	林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け
(総括現場管理責任者)	等に関する省令(平成8年農林水産省令第25号)第1条第
フォレストリーダー	1項に規定する研修修了者名簿へ登録された者
(現場管理責任者)	
フォレストワーカー	
(林業作業士)	
森林施業プランナー	森林施業プランナー認定要領第3の認定要件を満たしている
	者
※「抽域森林総合監理」会は	※「帯域森林総合駅庙」合格をは、森林総合駅庙十(フォレスター)と「ア路録される」

※「地域森林総合監理」合格者は、森杯総台監理エ(ノオフスタ-一)つつて対域される。

林業作業職員とは

区分	資格の内容
チェーンソー取扱業務	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項
	に基づく安全衛生教育のうち、労働安全衛生規則(昭和47
	年労働省令第32号)第36条第8号及び第8号の2に掲げ
	る特別教育を修了した者
刈払機取扱作業者	刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育実施要領(平成12
	年制定)に基づく安全衛生教育を修了した者

青森県告示第二号

|百四十九号) 第三十条の二第一項の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法 (昭和二十六年法律第

平成二十七年一月五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

保安林予定森林の所在場所

青森市大字野沢字川部七五の一、七五の五

保安林指定の目的 水源の涵養

立木の伐採の方法

指定施業要件

主伐に係る伐採種は、

定めない。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

「次のとおり」は、省略し、 次のとおりとする。 その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市

役所に備え置いて縦覧に供する。

公

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成二十七年一月五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

申請のあった年月日

平成二十六年十二月十五日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ジャズネットワーク

代表者の氏名

Ξ

栗林 輝史

主たる事務所の所在地

兀 五 この法人は活発な音楽活動を促進する事業を行い、地域の活性化、人材づくり、 定款に記載された目的 弘前市安原二丁目一の

子供たちの豊かな心を育む教育の一環を担うとともに、活動する演奏家たちの環境・ 待遇改善を図り「音楽の街 弘前」と言われるような地域づくりを目指し、その環

境と活動を次世代に引き継いでいくことを目的とする。

農用地利用配分計画の認可申請

いてこの公告の日から二週間一般の縦覧に供する。 より当該農用地利用配分計画を次のとおり公告し、青森県農林水産部構造政策課にお 項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定に 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一

用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。 なお、当該農用地利用配分計画の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、 当該農

平成二十七年一月五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

谷地村久人	氏名又は名称	賃借権の
字大谷地八七三戸郡新郷村大字西越	住所又は所在地	の設定等を受ける者
内沢二八三戸郡新郷村大字戸来字丹	ける土	賃借権の設定等を
≅平 三成 三	請	認可
	地村久人 字大谷地八七 内沢二八 宗子 中村久人 三戸郡新郷村大字西越 三戸郡新郷村大字戸来字丹 平	地村久人 字大谷地八七 内沢二八 マ大谷地八七 マ大谷地八七 マナイ カ沢二八 マナイ アル マル マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マ

1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1	大川智由紀	大川智由紀	古川弘毅	石澤英德	長尾榮一	八木澤孝市	花田賢一	白戸卓郎	鈴木勝利	田澤正則	鈴木一夫	鈴木一夫	山本義美	須藤文徳	菊地淑行	成田英雅
筆字北 字前 南 字南 字			(/) 	木字水元八南津軽郡藤崎町大	垂柳字福岡一一南津軽郡田舎館村-		前田屋敷字南一本紹	境森字佃一一八南津軽郡田舎館村-	川部字村元三八の南津軽郡田舎館村-	大根子字村立四三6南津軽郡田舎館村-	東光寺字村上一二南津軽郡田舎館村	東光寺字村上一二一南津軽郡田舎館村	大曲字村元二三の南津軽郡田舎館村-	大曲字船橋一六二	田舎舘字中辻四二 南津軽郡田舎館村-	(根字和田三九一の) 北津軽郡板柳町大
プロ		字海原三九七	前橋五五ほか	平中三三の一						堂字村 門 九 門 九 門						
		の一ほか四筆町大字大沢内	 	ほか一筆 町大字水木字	字 垂柳		十田	筆部	ーほか 一年 一年 日本 一年 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	一ほか一筆				か村大字畑中	ーほか二筆 一大字田舎	か字 一大 筆俵 字

−市 <u>−</u> ま大 か字 †
大字横 松倉二 七ほ大字横 北津軽郡鶴田
大字大 北津軽郡鶴田
上野尻九三ほ 大字廻 北津軽郡鶴田
大字大 北津軽郡中泊

県営土地改良事業計画変更の決定

変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告 福島徳下地区の県営土地改良事業 (経営体育成基盤整備事業 (面的集積型)) 計画を し、次のとおり縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

平成二十七年一月五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

| 縦覧の期間 平成二十七年一月六日から同年二月三日まで 土地改良事業計画書の写し

縦覧に供する書類

Ξ

縦覧の場所

藤崎町役場

~~~~~~

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

出

平成二十七年一月五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 川瀬工務店

Ξ 氏名 川瀬 正幸 主たる営業所の所在地 五所川原市大字川山字森内一七〇の一

六 五 四 取消年月日 平成二十六年十二月四日 許可番号 青森県知事許可 (般 二三) 第一一六二二号

取消しに係る建設業の許可

建築、大工工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十六年八月三十日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。

### 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

十七項の規定により公告する。 山溜池土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、白

平成二十七年一月五日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

| "          | "            | "            | "             | 理                         | 区役<br>員<br>別の |
|------------|--------------|--------------|---------------|---------------------------|---------------|
|            |              |              |               | 事                         | 別の            |
| 和島         | 斉藤           | 鳴<br>海       | 小坂            | 鳴<br>海                    | 氏             |
| 秀夫         | 晴夫           | 孝一           | 昭雄            | 初男                        | 名             |
| "大字飯詰字福泉七九 | "大字戸沢字玉清水一八九 | "大字飯詰字朝日沢田三六 | " 大字戸沢字前田三五の八 | 五所川原市大字飯詰字石田五六の二          | 住             |
| "          | "            | "            | "             | <sub>≕</sub> ・二・六就任<br>平成 | の 年 月 日就任及び退任 |

| "         | //          | 監        | "           | //        | //          | "           | //          | 理               | "        | //          | 監        | "           |
|-----------|-------------|----------|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-----------------|----------|-------------|----------|-------------|
|           |             | 事        |             |           |             |             |             | 事               |          |             | 事        |             |
| 鳴海        | 柳原          | 斉藤       | 斉藤          | 和島        | 斉藤          | 鳴海          | 小坂          | 鳴海              | 鳴海       | 柳原          | 斉藤       | 斉藤          |
| 正         | _<br>夫      | 智        | 秀治          | 秀夫        | 晴夫          | 孝一          | 昭雄          | 初男              | 正        | _<br>夫      | 智        | 秀治          |
| "         | //          | "        | "           | "         | "           | "           | "           | "               | "        | "           | "        | //          |
| " 字朝日沢田三九 | 大字飯詰字桜田二三の六 | "字前田四五の一 | 大字戸沢字畑林一六の二 | 大字飯詰字福泉七九 | 大字戸沢字玉清水一八九 | 大字飯詰字朝日沢田三六 | 大字戸沢字前田三五の八 | " 字石田五六の二       | "字朝日沢田三九 | 大字飯詰字桜田二三の六 | "字前田四五の一 | 大字戸沢字畑林一六の二 |
| "         | "           | "        | "           | "         | "           | "           | "           | 宗·二·這 <b>退任</b> | "        | "           | "        | "           |

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)